

青森県報

第三千六百七十六号

平成二十五年
四月八日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) ……一

特定行為業務の登録……………(同) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(民 生 活 課) ……二

告 示

青森県告示第三百十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅介護支援事業者
主たる事務所在地	居宅介護支援事業を行う事業所
名 称	所在地
指 月 日 定	

社会福祉法人 南部町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字平字広場二八の一	南部社協ケアアップセンター	三戸郡南部町大字平字広場二八の一	平成 二五・四・一
有限会社 ク・エス・プロダツ	三戸郡階上町大字道仏字天当平七の一五	ケアアップランセン はしかみ	三戸郡階上町蒼前三六丁目九番二六三六ラング	

青森県告示第三百十九号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三〇〇〇 一八六	平成 二四・〇・三	社会福祉法人つがが福祉協議会	つがる市若緑五二	特別養護老人ホームあいの里	豊富町屏風三風山七七	平成 二四・〇・三	指定地域型介護施設
〇三〇〇〇 一七	二四・五・九	社会福祉法人恵生会	三戸郡大字南一平字三仙	特別養護老人ホーム三戸	三戸郡大字南一平字三仙	二四・五・九	指定介護老人福祉施設
〇三〇〇〇 一八	"	社会福祉法人恵生会	三戸郡大字南一平字三仙	特別養護老人ホーム三戸	三戸郡大字南一平字三仙	"	指定短期生活介護施設
〇三〇〇〇 一八九	二四・四・一	社会福祉法人わたる	東津軽郡大田郷三沢九	特別養護老人ホームはまゆ	東津軽郡大田郷三沢九	二四・四・一	指定地域型介護施設

一九〇〇〇〇	一九〇〇〇〇	一九〇〇〇〇
"	"	"
苑法社会 人双福 樹社	苑法社会 人双福 樹社	な法社会 一人わと る福社
五八西字今東 の田今別津 二二別町軽 〇四四大郡	五八西字今東 の田今別津 二二別町軽 〇四四大郡	七浜字今東 田郷別津 三沢村軽 九字大郡
まム老特別 庄な人ホ養 かやか護	まム老特別 庄な人ホ養 かやか護	まスティ ゆーは
五八西字今東 の田今別津 二二別町軽 〇四四大郡	五八西字今東 の田今別津 二二別町軽 〇四四大郡	三原字外東 添蟹ケ津 二田浜軽 の川町郡
"	"	"
介入指 護所定 生活短 期	施設老 人指 定介 護	介入指 護所定 生活短 期

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年三月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エコーネット未来あおもり
- 三 代表者の氏名
木村 若子

四 主たる事務所の所在地
青森市港町三丁目三の二八

五 定款に記載された目的
この法人は、年々深刻化する環境問題に対して、市民、企業、行政がひとつのネットワークとして連携・協働しながら、地域に密着したエコ活動の推進・啓発を行い、地球環境にやさしい「循環型社会」の形成を目指すことにより、市民が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる「持続可能な社会」の形成に資するとともに、地域の様々な人々が活動に参加し、そのつながりが強化されることにより、地域コミュニティの再生を促すことを目的とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭